

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

(令和7年6月1日現在)

1. 居宅療養管理指導の目的

要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者のケアマネジャーやサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行うことを目的とします。

2. 事業所の名称および概要

法人名：医療法人社団帰厚堂

事業所名：こずかた診療所

所在地：岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第5地割335番地

電話番号：019-698-3033

管理者名：藤島 行輝

指定事業所番号：0312211105

3. 事業所の営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日

営業時間：平日の午前9時～午後5時

休業日：土曜日、日曜日、祝日、盆休暇（法人の定める日）、12月30日から1月3日
（都合により変更する場合があります。）

4. 事業所の職員体制

管理者1名

医師1名

5. サービス提供地域

当事業所から片道16キロ以内の「矢巾町、紫波町、盛岡市」とします。

6. 居宅療養管理指導の内容

医師が行う居宅療養管理指導は、通院が困難な利用者に対して、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）、並びに利用者もしくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行うものです。

7. 利用料

医師が行う居宅療養管理指導

種 類	内 容		利用料（1割負担）
居宅療養管理指導Ⅰ （医師）	単一建物居住者	1人の場合	1回 515 円(月 2 回まで)
	在宅時(施設入居時等)医学総合 管理料を算定しない場合	2人以上～9人以下の場合	1回 487 円(月 2 回まで)
		10人以上	1回 446 円(月 2 回まで)
居宅療養管理指導Ⅱ （医師）	単一建物居住者	1人の場合	1回 299 円(月 2 回まで)
	在宅時(施設入居時等)医学総合 管理料を算定する場合	2人以上～9人以下の場合	1回 287 円(月 2 回まで)
		10人以上	1回 260 円(月 2 回まで)

※ 介護保険が適用される利用者の自己負担割合は、利用者本人及び世帯の所得等により異なります。
原則として毎月、前月分の請求書を翌月の 20 日前後に郵送またはお持ちいたします。

8. 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者及び利用者家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者の注意をもって管理し、第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこととしております。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、事前に利用者及びその家族等へ説明と同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

10. 虐待防止の措置

(1) 当事業所では、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止のための従業員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情等処理体制の整備
- ③ その他虐待の防止のため必要な措置

(2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町に通報します。

11. 業務継続に向けた取り組み

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該

業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (2) 事業所の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、居宅療養管理指導の提供に伴って、事業者の責任に帰すべき事由により事故の発生した場合には、その責任の範囲において利用者に対しその損害を賠償します。
- (2) 事業者は、居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行い必要な措置や対応を行います。
- (3) 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防止するための対策を講じます。

13. 相談・要望・苦情の窓口

- (1) 当事業所に関する相談・要望・苦情等は、下記窓口までお申し出ください。
 - ・ 窓口：こずかた診療所 ・ 電話：019-698-3033
 - ・ 時間：平日の午前9時～午後5時
- (2) 当事業所以外に、市町等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

	市町・機関名	担 当	電 話
☐	矢巾町	健康長寿課	019-697-2111 (代)
☐	紫波町	長寿健康課	019-672-4522 (代)
☐	盛岡市	介護保険課	019-651-4111 (代)
☐	岩手県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情・相談窓口	019-604-6700 (代)